

○岡山市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織として岡山ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)を設立し、会員相互による援助活動を行うことにより、市内に住所を有する労働者等が仕事と育児を両立し、安心して働くことのできるような環境作りに資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集，登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- (4) 会員の交流を深め，情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) アドバイザーとサブ・リーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整を行う連絡調整業務
- (6) 定期的な広報紙を発行する等広報業務

2 センターに代表者1人を置く。

(会員)

第3条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、センターの承認を得たものとする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、入会の申込書(様式第1号)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証(様式第2号)を発行する。

(保険)

第5条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第4条により発行された会員証を返還するものとする。

(アドバイザー)

第7条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知、啓発
- (2) 会員の募集、登録
- (3) 会員の統括
- (4) サブ・リーダーの選任
- (5) サブ・リーダーの育成指導
- (6) 会員の相互援助の連絡調整
- (7) 会員に対する講習会の実施、会員の交流会の開催に係る事務
- (8) 他のセンターとの連絡調整
- (9) 会員間のトラブルへの助言
- (10) センターの経理事務等の業務運営

3 アドバイザーは、複数の会員グループを作り、その世話役としてサブ・リーダーを選任することにより、相互援助の調整を行うことができる。

(相互援助活動の内容)

第8条 会員が相互援助活動として行う援助は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子供を預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後子供を預かること。
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと。
- (4) 放課後児童クラブ終了後、子供を預かること。
- (5) 学校の放課後、子供を預かること。
- (6) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

2 子供を預かる場合は、原則として援助の提供者の家庭において行うものとする。ただし、援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでない。

3 援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として子供の宿泊を行わないこととする。

(相互援助活動の実施方法)

第9条 会員は、援助を必要とする場合には、アドバイザー(サブ・リーダーが置かれている場合にはサブ・リーダー)に対して援助の依頼の申込みをするものとする。

2 依頼者から援助の申込みを受けたアドバイザー又はサブ・リーダーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる会員に連絡する。

3 依頼者は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 提供者は、援助実施後活動の記録を様式第5号に記入し、依頼者の確認を受けなければならない。

5 会員は、前項の活動記録を1月に1回(又は1週間に1回)アドバイザー(サブ・リーダーが置かれている場合は、サブ・リーダーを経由して)に報告するものとする。

(報酬)

第10条 依頼者は、提供者に対し、援助終了後基準(別表)に従って報酬を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

岡山ファミリー・サポート・センター報酬に関する基準

活動日	活動時間帯	報酬額 (1時間あたり)
平日(月曜日～金曜日)	基本時間 (7:00から19:00まで)	700円
	基本時間外 (7:00以前・19:00以降)	900円
土曜日・日曜日・祝日・ 年末年始の休日(12月29日 から翌年の1月3日まで)	終日	900円

備考

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 時間を延長したときは、30分以下は基準額の半額とし、30分を越え1時間までは1時間とする。
- 3 複数の子供を預ける場合は、二人目から半額とする。
- 4 取消の場合、当日取消は上記基準により算定された報酬額の半額、無断取消は全額を援助依頼者が支払う。但し、前日までの取消は無料とする。
- 5 交通費、食事(ミルク)・おやつ代、おむつ代等については、援助依頼者が実費を支払う。

また、援助依頼者が特定のを希望する場合は、依頼者が用意する。

入 会 申 込 書

岡山ファミリー・サポート・センター長 様

次のとおり岡山ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。
また、以下の個人情報センタ事業、相互援助活動のために利用することに同意します。

写真
(2cm×3cm)

受付番号		確認	免・保	
希望種別	1 依頼会員	2 提供会員	3 両方会員	
(フリガナ) 氏 名			男 女	生年月日(西暦) 年 月 日
住 所	〒 _____ ☎ _____			
学 区	小学校区			
職 業	1 雇用労働者(フルタイム・パートタイム) 2 自営業 3 無職 4 その他	資 格 免 許	・運転免許 ・保育士 ・幼稚園教諭 ・教員免許(小・中・高・養) ・医師 ・看護師 ・助産師 ・保健師 ・ヘルパー ・その他	
勤務先名 (会社名等)	【本人】 ☎ _____	【配偶者】 ☎ _____		
同居家族	配偶者 有・無 〈別居 単身赴任・その他〉 こども (人) その他 (人)			
子どもの 状 況 (依頼会員 両方会員)	(フリガナ) 名 前	性別	生年月日	在籍園・小学校名・学年等
緊急連絡先	フリガナ ①氏名	(続柄)	☎	_____
	フリガナ ②氏名	(続柄)	☎	_____
援助可能 日 時 (提供会員 両方会員)	曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 祝日		
	時間	午前	: ~ :	(1日 時間)
	午後	: ~ :		

年 月 日

氏名

岡山ファミリー・サポート・センター会員証

会員番号		写 真
氏 名		
上記の者は、本ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。		依頼会員の写真は不要とする。
年 月 日		
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山ファミリー・サポート・センター		
Tel (086)227-2525		Fax (086)227-2526

注意事項

- 1 援助の依頼は必ず事前にセンターに連絡してください。
- 2 援助活動中は必ずこの会員証を携帯し身分を証明する必要がある場合は掲示してください。
- 3 援助を行ったときは、「援助活動の報告」に記入し、依頼者の確認を受けてください。
- 4 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはいけません。
- 5 その相互援助活動の実施や報酬の授受についてはセンターの会則に従ってください。
- 6 相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。
- 7 相互援助中に事故が発生したときは、速やかにセンターに連絡してください。
- 8 この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちにセンターに連絡してください。
- 9 この会員証を他人に貸したり又は譲渡することはできません。
- 10 退会するときは必ず会員証をお返してください。

